

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和5年7月7日

企画振興部交通政策局松本空港課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度 松本空港における官民連携手法の導入検討に向けた情報整備調査

(2) 業務の目的

令和2年度に実施した「官民連携手法を活用した信州まつもと空港の運営方式に関する調査」において、民間のノウハウを取り入れた空港運営方式の検討を行ったところ、混合型コンセッション方式が適当であるものの、サービス対価や官民リスク分担について整理が必要であるとの結論が導かれました。

本業務では、令和2年度調査をもとに、情報整備調査をはじめとする導入可能性調査を実施し、コンセッション導入の効果と実現性の検証を行うことを目的とします。

(3) 業務内容

①令和2年度調査を踏まえた前提条件の確認

令和2年度調査における事業概要、事業計画、関係法制度及びその他の情報・条件等を確認します。

②混合型コンセッションの導入を前提とした基本スキームの検討

令和2年度調査結果の中で、導入に一定の効果があるとされた混合型コンセッションを前提として、基本スキームを検討します。

③情報整備調査（デューデリジェンス）

航空系事業及び非航空系事業の双方において、現状把握及び課題の整理を行い、マーケットサウンディングに向けたインフォメーションパッケージを作成します。

④市場調査（マーケットサウンディング）

関係する各分野の企業を対象に参画の意向や付帯事業提案の可能性等の意見聴取を行いコンセッション方式導入の可能性を整理します。

⑤ 定量的・定性的評価

混合型コンセッションを前提に、将来の収支シミュレーション及び財政負担額の試算による評価（定量的評価）及び、課題やメリット・デメリットの評価（定性的評価）をそれぞれ実施し、総合的な比較検討を行います。

⑥報告書の作成

報告書はレポート形式と概要版の2種類作成します。

⑦独自提案

上記業務の他、別の視点から調査検討を行うことが可能な場合は、企画提案時にそ

の内容を提案することができます。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

※仕様書の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等を踏まえて、契約当事者間の協議に基づき変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ・令和2年度調査を踏まえた前提条件の検討
- ・混合型コンセッション導入を前提とした基本スキームの検討
- ・情報整備調査（デューデリジェンス）
- ・市場調査（マーケットサウンディング）
- ・定量的定性的評価（VFM策定）
- ・独自提案

(6) 業務の実施場所

信州まつもと空港ほか

(7) 履行期間又は履行期限 契約日～令和6年3月8日

(8) 費用の上限額 15,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務を誠実に履行した実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380—8570	長野県長野市大字南長野字幅下692—2
	長野県企画振興部交通政策局松本空港課
担 当	森谷、久宝
電 話	026-235-7019
F A X	026-235-7396
メー ル	airport@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和5年7月14日（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに企画振興部交通政策局松本空港課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により企画振興部交通政策局松本空港課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により企画振興部交通政策局松本空港課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 令和5年7月17日までに業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 企画振興部交通政策局松本空港課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和5年7月19日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

企画提案書(「1(5)企画提案を求める具体的内容の項目」の内容がわかるもの。)、会社概要又は会社概要のパンフレット、経費の見積書(任意の様式)

(2) 企画書の作成様式

様式第8号の附表(例)による。

企画提案等については自由様式

(3) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和5年7月24日(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 7部
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに企画振興部交通政策局松本空港課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目		内容	配点
1 趣旨の理解	業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨を十分に理解し、業務の目的、仕様書の内容を満たした提案となっていること ・調査手法、調査項目の設定及び実施手法が、業務の目的を実現する上で有効であること ・業務の実施手順、スケジュールが適切であること 	10
2 個別内容の検討	ア) 基本スキームの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・混合型コンセッションを前提とした具体的な検討方法の提案がなされていること ・提案の内容が課題を捉え、実現性が高いものであること 	10
	イ) 情報整備調査 (デュエリジェンス)	<ul style="list-style-type: none"> ・空港の課題等を正確に捉え、その解決方法を意識した、調査・整理方法等が提案されていること ・マーケットサウンディングに必要とされる情報等の整理が的確に行われること 	15
	ウ) 市場調査 (マーケットサウンディング)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取する対象企業やその内容について具体的な提案がなされていること ・提案の内容が、官民連携手法導入の可能性を検討する上で必要となる、民間企業の参画意向や条件、付帯事業提案等を明確に導き出すことが期待できること 	10
	エ) 定量的・定性的評価 (VFM策定)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収支シミュレーション及び財政負担額試算の手法について具体的な提案がなされていること ・総合的な比較検証が期待できること 	15
3 業務実施体制等	ア) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を適切に行うことができる体制が整っていること 	10
	イ) 経験若しくは技術的適性の有無に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を適切に行うことができるノウハウ、実績等 (空港の経営改革・将来計画、空港の利用促進・地域の活性化など) が十分であること 	10
	ウ) 経費及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必要経費が適切に見積もられていること 	10
	エ) その他業務の目的を達するために有効な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・松本空港の実情、特性を踏まえた提案であること ・独自の視点により、より効果的な成果を導き出すことが期待できること 	10
合計			100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和5年7月27日 午前10時～ 長野県庁会議室（予定）

※正式に決定した後、各応募者に別途通知します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により企画振興部交通政策局松本空港課長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により企画振興部交通政策局松本空港課長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、企画振興部交通政策局松本空港課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により企画振興部交通政策局松本空港課長に対して非該当理由について説明を求められます。

- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

- ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書を複数提出することはできません。

- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者、並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により企画振興部交通政策局松本空港課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、企画振興部交通政策局松本空港課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画振興部交通政策局松本空港課
電 話 026-235-7019
F A X 026-235-7396
メール airport@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。